

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに採用され、同年〇月〇日から同社が運営するB所在の介護施設C（以下「事業場」という。）の配属となり、同施設の管理マネージャーとして勤務していた。

請求人によれば、管理マネージャーへの昇格後、労働時間の増加があり、同僚・部下との対人関係の問題を契機として、上司から再三にわたり指導を受け、後に管理マネージャーとしては不適格として、事業場から介護職に降格させられる動きがあったという。

請求人は、平成〇年〇月頃から体調不良となり、同年〇月〇日にD医院に受診したところ、「中等症うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、上司とのトラブルや長時間労働、連続勤務等が原因であるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月下旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。当審査会としても、請求人の症状及び経緯等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月の間において認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 請求人は、本件公開審理において、要旨、①監督署長は、請求人には12日間以上の連続勤務が認められるとしつつも、深夜に及ぶ時間外労働はないとして心理的負荷の総合評価を「強」に至らないとしているが、実際は深夜に及ぶ時間外労働があったこと、②休憩時間は1時間も取ることができなかったこと、③勤務表は実際と異なるのに、押印するように上司から指示を受けたことの3点を特に主張する。

ア ①については、請求人には、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間、12日間以上の連続勤務が認められ、これは別表1「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。この時期は多忙な時期であったとの事業場関係者の申述があることから、当該期間における請求人の労働密度は一定程度以上であると考えられるが、タイムカードの記録からは、請求人の主張するような連日深夜に及ぶ時間外労働は認められないため、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ ②について、請求人は、監督署長は請求人の休憩時間を原則1時間とみて算出しているが、実際は業務が忙しく休憩時間は取れていないためこれを採用するのは妥当ではない旨主張する。しかし、Eは、「昼休みは12時から1時間ですが、食堂で昼食をとった後は自席で休むことが多いです。（中略）請求人は喫煙者ではないため、私と一日の働き方で違ふとすれば喫煙の有無くらいで、他の施設内での過ごし方にはあまり違いはありません。」と述べ、Fも「時間配分としては、12時から13時が昼休みのため、入居者とともに食堂で昼食をとり、あとは自席に戻り休むこととなります。私も請求人もほぼ同様です。」と申述している。これらの申述を含め一件記録を精査するも、客観的事実として請求人の休憩時間は取れていないという主張を認めるに足る資料はなく、請求人の当該主張は、採用できない。

ウ ③については、請求人の主張には裏付けがないこと、また、タイムカードは正確に打刻されているとする事業場関係者の申述などからみて、請求人の主張は採用できない。

(5) 請求人には、上記(4)のアで認めた出来事のほか、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)に記載の業務による心理的負荷の総合評価が「中」に該当する出来事1つと「弱」に該当する出来事3つが認められる。しかし、これらを合わせても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らないことから、当審査会としても請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。